

## 札幌市補装具費支給事務取扱要綱

〔平成 18 年 9 月 29 日〕  
保健福祉局理事決裁

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 76 条第 1 項の規定に基づく補装具費の支給に係る事務(以下「補装具費支給事務」という。)について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。)、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成 18 年規則第 53 号。以下「細則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって補装具費支給事務の執行の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

### (事務担当機関)

第 2 条 補装具費支給事務は、補装具費の支給を受けようとする身体障害者、難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者)であって 18 歳以上であるもの又は身体障害児若しくは難病患者等であって 18 歳未満であるものの保護者(以下「障がい者等」という。)の居住する区域を管轄する保健福祉部(以下「保健福祉部」という。)が行う。

2 保健福祉部は、補装具費支給事務を執行するにあたり、身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)等関係機関と連携をとるものとする。

### (補装具費の支給申請等)

第 3 条 補装具費の支給を希望する障がい者等は、次の各号の書類を添えて、居住する区の保健福祉部長(以下「保健福祉部長」という。)に申請をしなければならない。ただし、第 2 号については、第 9 条に定める医学的判定を要しない補装具の購入又は修理を希望する場合は省略することができるものとする。なお、身体障害者及び 18 歳以上の難病患者等にあっては、更生相談所に来所して医学的判定を受ける場合について

も省略することができるものとする。また、第4号については、保健福祉部長が認めるときは省略することができるものとする。

- (1) 補装具費支給申請書（細則 様式39の3）
  - (2) 補装具費支給意見書（以下「意見書」という。）
  - (3) 購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）を希望する補装具の見積書
  - (4) 障がい者等及び障がい者等の属する世帯の他の世帯員（障がい者等が身体障害者及び18歳以上の難病患者等である場合にあつては、その配偶者に限る）の当該年度分（補装具の購入等のあつた月が4月から6月までの間にあつては、前年度分）の市町村民税額が確認できる書類
  - (5) 身体障害者手帳
  - (6) その他、保健福祉部長が必要と認めた書類
- 2 保健福祉部長は、前項の申請があつた場合は、当該身体障害者、身体障害児及び難病患者等の属する世帯の世帯員の状況、家庭の経済状況その他必要と認める事項を調査する。
- 3 意見書の様式は更生相談所長が別に定めるものとする。

（医学的判定）

第4条 保健福祉部長は、障がい者等が購入等を希望する補装具が補装具費の支給決定に当たって更生相談所の医学的判定（以下「判定」という。）を必要とする種目である場合は、判定依頼書（様式2）に必要書類を添えて、更生相談所の長（以下「更生相談所長」という。）に判定依頼をしなければならない。なお、同一補装具の再購入、借受け又は修理に対する補装具費の支給申請であっても、特に医学的判定を要しないと認められる場合を除き、同様とする。

- 2 前項の依頼を受けた更生相談所長は、当該補装具の要否についての医学的判定を行うものとする。
- 3 医学的判定に関する基準及び事務の取扱いは、更生相談所長が別に定めるものとする。

（特例補装具費の支給決定に関する協議）

第5条 保健福祉部長は、障がい者等が購入等を希望する補装具が「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準」という。）に示された補装具の種目に該当するものであつて、その名称、

形式、基本構造等が基準によることのできない補装具（以下「特例補装具」という。）である場合は、当該特例補装具に係る補装具費（以下「特例補装具費」という。）の支給の可否について、特例補装具費支給協議書（様式3及び様式4）に必要書類を添えて、障がい保健福祉部長に協議をしなければならない。ただし、障がい保健福祉部長が別に定めるものは協議を省略することができる。

- 2 前項の協議を受けた障がい保健福祉部長は、当該特例補装具費の支給の可否、支給額等に関する意見を示すものとする。なお、意見を提示するに当たっては、更生相談所等関係機関と連携をとるものとする。

#### （支給の決定）

第6条 保健福祉部長は、申請のあった補装具費について、更生相談所長の医学的判定、障がい保健福祉部長の意見、意見書の内容及び保健福祉部における検討結果に基づいて、支給の可否を決定する。なお、支給額は法、政令、省令、障がい保健福祉部長の意見等に基づき算定した額とする。

- 2 保健福祉部長は、前項の審査の結果、申請のあった補装具費について支給することを決定したときは、補装具費支給決定通知書（細則 様式39の4）により通知し、補装具費支給券（様式5 以下「支給券」という。）を当該申請者に交付するものとする。
- 3 保健福祉部長は、第1項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対して却下通知書（細則 様式39の5）により通知するものとする。
- 4 保健福祉部長は、原則として、申請書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に支給の可否を決定するものとし、速やかに申請者に通知するよう努めることとする。ただし、申請書等に疑義が生じるなど審査に時間を要し、上記期間内に支給の可否を決定できないことが見込まれる場合には、申請者にその旨を通知した上で、上記期間にかかわらず慎重な審査を行うこととする。

#### （決定内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により支給の決定を受けた者が、当該決定内容の一部を変更する場合は、保健福祉部長に第3条第1項第3号で定める見積書を提出し、再度支給決定を受けなければならない。また、購入等中止しようとする場合は、保健福祉部長に対し、取下書に交付を受けた支給券を添付して提出しなければならない。

(適合の判定及び検査)

第8条 保健福祉部長は、第4条第2項の規定により更生相談所の医学的判定を受けた補装具に対して補装具費を支給する場合であって、適合の判定が必要であると認めたときは、当該補装具費の支給を受ける者に対して、適合の判定を受けることを命じることができる。この場合、保健福祉部長は更生相談所長に対して、適合判定依頼書(様式6)により適合の判定を依頼するものとする。

- 2 前項の規定により適合の判定を受けることを命じられた者は、更生相談所長による適合の判定を受けなければならない。
- 3 補装具費の支給を受ける障がい児及び18歳未満の難病患者等にあつては、当該補装具費の支給に当たり、必要に応じて第3条第1項第2号の意見書を作成した医師による適合の検査を受けなければならない。

(医学的判定を要しない補装具の種目等)

第9条 医学的判定を要しない補装具の種目は、次のとおりとする。

- (1) 視覚障害者安全つえ
- (2) 歩行補助つえ
- 2 前項各号に掲げる種目以外の補装具の再購入、借受け又は修理に対する補装具費の支給申請をする場合にあつては、特に医学的判定を要しないと認められる場合に限り、第3条第1項第2号の意見書の提出を省略することができる。

(補装具費の請求)

第10条 購入又は修理に係る補装具費の支給決定を受けた障がい者等は、支給決定を受けた補装具を購入又は修理をした後、借受けに係る補装具費の支給決定を受けた障がい者等は、支給決定を受けた補装具の受領後毎月、次の各号の書類を添えて市長に補装具費の請求をするものとする。

- (1) 補装具費支給券
- (2) 支給決定を受けた補装具の購入等に要した費用に係る領収書
- (3) 請求書
- 2 市長は、前項の請求について、内容を審査した上、支給券に記載された支給決定額を速やかに支払うものとする。ただし、借受けに係る補装具費の請求において、月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費(以下「日割額」という。)を支払うものとする。

(補装具費の代理受領請求)

第11条 前条の規定にかかわらず、障がい者等と「札幌市補装具費の代理受領に係る補装具製作事業所の登録等に関する要領」に基づく登録を受けている事業所の代表者(以下「登録事業者」という。)との間で補装具費の請求及び受領に係る委任がなされているときは、登録事業者が当該障がい者等に代わって補装具費の請求及び受領を行うものとする。

2 前項の規定により、障がい者等に代わって購入又は修理に係る補装具費の請求及び受領を行う登録事業者は、補装具の納品又は修理の完了後の引渡しの際に、当該障がい者等の受領印が押印された支給券及び委任状の引渡しを受けなければならない。

また、支給券に記載されている障がい者等の負担すべき額が0円でない場合は、支給券の引渡しに併せて障がい者等の負担すべき額を徴収し、領収書を発行すること。

3 第1項の規定により、障がい者等に代わって借受けに係る補装具費の請求及び受領を行う登録事業者は、納品を行った日の属する月(以下「受領月」という。)から返却された日の属する月(以下「返却月」という。)まで、毎月の終了後に支給券及び委任状の引渡しを受けなければならない。ただし、委任状については受領月のみ引渡しを受ければよいものとする。なお、支給券の引渡しに当たっては、支給券に実際に借受けを行った期間を記載するとともに、受領月及び返却月の支給券に関しては、当該障がい者等の受領印及び返却確認印の押印をそれぞれ受けることとする。

また、支給券に記載されている障がい者等の負担すべき額が0円でない場合は、支給券の引渡しに合わせて障がい者等の負担すべき額を徴収し、領収書を発行すること。なお、受領月及び返却月において、月の途中で納品又は返却が行われた場合は、障がい者等の負担すべき額に対し日割計算を行った額を徴収し、領収書を発行すること。

4 第2項及び前項の登録事業者がその費用を請求するときは、引渡しを受けた支給券及び委任状を添付して市長に請求するものとする。なお、借受けの場合については、委任状は受領月の支給券にのみ添付すればよいものとする。

5 市長は、前項の費用について、内容を審査した上で不備がない場合は、請求書を受け取った日から30日以内に、支給券に記載された支給決定額又は日割額を登録事業者に対して支払う。

6 前項の規定による支払があったときは、当該障がい者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

(補装具費の返還)

第 12 条 市長は、支給決定内容と異なる補装具を購入等し補装具費の支給を受けた者又は偽りその他の不正行為によって補装具費の支給を受けた者があるときは、その者に対して補装具費の支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(情報の提供)

第 13 条 市長は、障がい者等が適切な補装具製作事業所を選定するに当たり、必要な情報の提供に努めなければならない。

2 市長は必要な情報を提供するにあたり、別に定める基準により補装具製作事業所の登録を行い、登録台帳を整備しなければならない。

(台帳の整備)

第 14 条 保健福祉部長は、補装具費支給事務の執行状況を明らかにするため、補装具費支給申請決定台帳（様式 7）を整備しなければならない。

(準用)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものを除き、次の各号の規定を準用するものとする。

(1) 「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（平成 30 年 3 月 23 日 障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(委任)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 「札幌市補装具給付事務取扱要領」は平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。ただし、平成 18 年 9 月 30 日以前に申請があったものについては、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正要綱の施行日前に、改正前の要綱様式 1-1-アから様式 1-11 までの意見書を作成済みの場合は、改正要綱の施行日以後であっても、改正要綱第 3 条第 1 項第 2 号に定める意見書として使用することができる。
- 3 この改正要綱の施行日以後、改正要綱第 3 条第 3 項の規定により更生相談所長が意見書の様式を定めるまでの間については、改正前の要綱様式 1-1-アから様式 1-11 までの意見書を使用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 札幌市補装具費の代理受領に係る補装具製作事業所の登録等に関する要領附則第 2 項の規定により、事業所の登録を受けたとみなされている事業者については、本要綱第 11 条及び第 13 条の適用に当たっても登録を受けている事業所とみなす。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。